

検察事務官（特別執行担当）



【職歴（キャリアステップ）】

- R2. 4 横浜地方検察庁採用（交通部）
- R3. 4 横浜地方検察庁（捜査立会）
- R5. 4 横浜地方検察庁（特別執行担当）

【志望動機】

私は、公務員試験の勉強をしている時には、公務員になれば就職先はどこでもいいと考えていましたが、検察庁の業務説明会に参加した際、社会秩序の維持に携われる検察庁の仕事に興味を引かれました。

また、検察庁では、犯罪の捜査から裁判の遂行、そして刑の執行に至るまでの一連の刑事手続に関する業務を行うほか、総務・人事・会計等といった検察庁の運営上欠かせない行政事務など、幅広い業務に携われることができることにも強い魅力を感じ、検察事務官を目指すことにしました。

【業務内容】

私は、現在、特別執行担当の業務に従事しています。

特別執行担当の主な業務は、逮捕状及び収容状等の令状の執行であり、逃亡被疑者、逃亡被告人、とん刑者（罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を受けないまま逃亡している者）等の所在捜査を行い、所在を発見したら、これらの者の身柄を確保して収容しています。

所在捜査の手法としては、毎日のように庁外へ出て、逃亡者の行動を確認したり、周囲の人物に聞き込みをするなど、地道に捜査を行っています。

しかし、逃亡者によって状況は千差万別ですので、現地での調査だけに限らず、逃亡者ごとに様々な手法で捜査を行っています。

また、実際に逃亡者の身柄を確保する際の緊迫感を味わうことができるのも特別執行担当ならではの業務です。

【仕事のやりがい・感想等】

検察庁を舞台としたテレビドラマなどでは、検察官と検察事務官がペアになって捜査を行っている部分がクローズアップされがちですが、特別執行担当の業務では、

主に検察事務官だけで捜査を行います。

ですから、刑事事件の捜査を担当する刑事部や裁判を担当する公判部とは違い、検察事務官が主体となって捜査方針を決めることが可能であり、実際に自分たちで考えた捜査方針で逃亡者の所在を突き止めることができたときは、やりがいを感じることができました。

また、逃亡者の手掛かりとなるような情報が少なかったり、聞き込みに戻っても関係者の協力や情報がなかなか得られず、捜査に行き詰まることも多々あります。

その困難を乗り越えて逃亡者等の収容に成功したときは、机上だけの仕事では味わえない大きな達成感があります。

★学生向けメッセージ★

このメッセージをご覧になっている方の中には、検察庁の仕事には興味があるけれど、あまり法律を勉強してこなかったと不安に思っている方もいると思います。

私自身も、法学部出身ではなく、最初は法律の知識がないことに不安を感じていました。

しかし、検察庁では研修制度が充実しており、入庁後に知識を習得することができたので、この不安はすぐになりました。

また、日々の業務の中で分からないことがあれば、上司や先輩方から丁寧に教えていただけているので、とても働きやすい環境だと感じています。

少しでも検察庁の業務に興味を持っているのならば、是非業務説明会や官庁訪問等に参加してみてください。